

他市・山口県の市民参画に類する条例逐条比較表（項目別）

市民活動促進			市民協働推進	山口県	下関市
横浜市	箕面市	仙台市	横須賀市		
横浜市市民活動推進条例	箕面市非営利公益市民活動促進条例 (市民参加条例 一部抜粋)	仙台市市民公益活動の促進に関する条例	横須賀市市民協働推進条例	山口県県民活動促進条例(案)	
公布 12・3・27	公布 11・6・29 (公布 9・3・31)	公布 11・3・16	公布 13・3・30	未公布	
施行 12・7・1	施行 11・10・1 (施行 9・4・1)	施行 11・4・1	施行 13・7・1	施行 14・4・1 予定	

(前文)

横浜市市民活動推進条例	箕面市非営利公益市民活動促進条例	仙台市市民公益活動の促進に関する条例	横須賀市市民協働推進条例	山口県県民活動促進条例(案)
<p>市民のニーズが多様化、個別化する中であって、より豊かな市民生活を築くためには、行政及び企業の活動のみならず、地域住民組織の活動をはじめ、ボランティア活動など非営利で公益的な市民活動も加えた多様な主体によって地域の活動が担われる多元的な社会への展開が必要とされている。</p> <p>市民活動は、自発性、柔軟性、独創性といった多くの特性を持っており、本来自主的、自立的に行われるものであるが、一方で市民活動と行政とが互いに長所を認め合い、適切なパートナーシップの関係を築き、協働した活動を進めることが求められている。</p> <p>こうした協働に当たっては、その活動内容などが市民に開かれていることが重要となってくる。</p> <p>横浜市はこうした市民活動を市民の理解のもとに推進し、市民一人ひとりが豊かに暮らせる地域社会の実現を目指すためこの条例を制定する。</p>	<p>私たち箕面のまちづくりは、まちの個性をつくり出し、真に豊かに暮らせるような地域社会を実現することです。それは、多様な多元的な選択肢のある社会であり、市と市民や事業者がその責務と役割に基づいて協働し、連携していくことによって達成されます。</p> <p>多様な価値観をもった人々の複雑かつ多岐にわたる地域のニーズに対して、これまでの諸制度では、応えきれない状況を生み出しています。こうした社会状況を切り開くものとして大きな期待を寄せられているものに、市民の自由で柔軟な発想による営利を目的としない社会貢献活動があります。</p> <p>これまで、専ら市が担ってきた公共の分野において、市民の自発的で自主的な意思による社会貢献活動を行う非営利団体が社会サービスの供給主体として、確固たる事業を行うことが求められています。また、これらの非営利団体による社会貢献活動は、地域社会でさまざまな思いを持つ人々に生きがいのある魅力的な活動の場を提供することにもなります。</p> <p>こうした社会を実現するためには、まちづくりの主体である市民が、自らの意思で、さまざまな課題の解決に取り組んでいく社会貢献活動を、市と市民や事業者がそれぞれの役割を尊重しながら協働して支え、促進していくことが大切です。</p> <p>私たちは、このような市民の社会貢献活動の意義を確認し、その健全な発展を促進することにより、市民一人ひとりが真に豊かに暮らせるような地域社会の実現をめざすことを決意し、この条例を制定します。</p>	<p>わたしたちのまち仙台には、市民の力で守り育んできた美しい緑や街と人々のふれあいが、かけがえのない共有の資産として脈々と受け継がれている。魅力ある街並みと景観を創りあげてきた力、清流広瀬川をよみがえらせた力、スパイクタイヤを全廃に導き市民の健康を守り続けてきた力、そして、コミュニティを育んできた力、これらの市民の力が今日の仙台を創り、全国に「杜の都仙台」の名を広く知らしめてきた。</p> <p>このような先人たちのたゆみない努力によって培われた市民の自発的で公益的な活動は、今日もなお、この仙台の至るところで、そして、あらゆる分野で多彩に繰り広げられている。</p> <p>社会情勢のさまざまな変化に伴い、物質的な豊かさから心の豊かさへと人々の意識は推移し、新たな課題に対応する社会システムの構築が急がれている。わたしたち仙台市民は、二十一世紀の仙台の都市づくりは、市民と事業者と行政とが適切な役割のもとでパートナーシップを構築し、市民の主体的な参画のもとに、協働を基調として行われなければならないと考える。</p> <p>このような認識のもと、市民公益活動の自主性を尊重しながら、その活動を積極的に支えるとともに、その環境の整備を推進し、もって、市民が互いに支えあう「二十一世紀都市仙台」を構築するため、本条例を制定するものである。</p>	<p>明るく住みよい、生き生きとした地域社会を築きたい、自然に恵まれた、美しく健康的な環境を次の世代に引き継ぎたいというのは、私たち横須賀市民の心からの願いです。</p> <p>しかし、時代の大きな変化に伴う市民ニーズの個性化や多様化、社会が直面するさまざまな困難な課題を考えれば、そうした理想のまちづくりが、一方的な要求や他人任せで実現できるものでないことは言うまでもありません。</p> <p>一人ひとりの市民が、まず自分自身が社会のために何ができるかという自立精神や公共精神を問い直すことが出発点となるでしょう。</p> <p>そのうえで、個々の市民、さまざまな市民公益活動グループや団体、企業その他の組織、それに市や関係機関が、相互にそれぞれの存在意義を理解し尊重し合い、対等の立場で連携、協力し、互いの足りない点を補いつつ持てる力を発揮する、真のパートナーシップによる「市民協働」がこれからのまちづくりの基本になると確信します。</p> <p>わが国では地方分権が推し進められる一方で、平成10年12月には特定非営利活動促進法が施行され、市民の公益的活動やNPO(民間非営利組織)に対する期待が大きく高まっています。</p> <p>横須賀市民の間でもさまざまな市民公益活動が展開され、その特性といわれる自主性、先駆性、機敏性、専門性、多様性、地域性、広域連帯性等を発揮した、重要な市民公益活動が行われています。</p> <p>横須賀市では、横須賀市基本構想(平成9年3月25日議決)の中に、まちづくりの推進姿勢として「市民協働によるまちづくり」を位置付け、さまざまな施策を展開しています。</p> <p>今後は、市民による自発的な活動や市民公益活動の意義を一層深く認識し、その自主性、自立性を尊重しながら、節度のあるパートナーシップをもって、市民協働によるまちづくりを推し進めることにより、将来にわたって市民が誇りの持てる個性豊かな地域社会の実現を目指して、ここに、この条例を制定します。</p>	<p>山口県においては、明治維新で発揮された進取の気風が県民の心に脈々と受け継がれており、現在においても、多くの県民が、何らかの形で社会に参加し、社会に貢献することに生きがいを見出している。</p> <p>一方、今我が国は分権の時代を迎え、均質さを求める社会から個性を尊重する社会へ、中央から地方へ、官から民へと、社会のあり方が大幅な見直しを迫られている。</p> <p>このような時代において、新しい社会のシステムを構築し、豊かな暮らしを実現していくためには、県民が県民活動を通じて、自主的かつ主体的に、それぞれの個性に応じた役割を果たしていくことが重要である。</p> <p>こうした中、西暦二千一年に開催された山口きらら博においては、県民ボランティアの進取の気風が遺憾なく発揮され、二十一世紀の幕開けに当たり、県民活動の限らない可能性が証明された。</p> <p>この可能性を次代に引き継ぎ、県民の協働による県づくりを進めていくことは、私たち山口県民の責務である。</p> <p>ここに、私たちは、県民一人一人が生き生きと輝く、元気で魅力あふれる山口県を創造することを決意し、県民活動の促進に取り組むため、この条例を制定する。</p>

条例全体に関わる部分

(目的)

横浜市市民活動推進条例	箕面市非営利公益市民活動促進条例	仙台市市民公益活動の促進に関する条例	横須賀市市民協働推進条例	山口県県民活動促進条例(案)
第1条 この条例は、市民活動の推進に関する施策の基本的事項を定め、横浜市(以下「市」という。)及び市民活動を行うものの責務を明らかにするとともに、市民活動の推進を図り、もって活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、市民の社会貢献活動のより一層の発展を促進するための基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び非営利公益市民活動団体の役割を明らかにするとともに、非営利公益市民活動の促進に関する基本的な事項を定めることにより、地域社会の発展に寄与することを目的とする。 市民参加条例からの抜粋 第1条 この条例は、まちづくりにおける市民参加の基本的な事項を定めることにより、市と市民が協働し、地域社会の発展を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、市民公益活動の促進について基本理念を定め、並びに市、市民公益活動を行う者及び事業者の責務を明らかにするとともに、市民活動サポートセンターの設置その他の市民の市民公益活動の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって個性と魅力ある都市の創造に資することを目的とする。	第1条 この条例は、市民協働の推進に関する基本理念を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び市が対等な立場で、お互いに良きパートナーとして役割を分担し、公益の増進を図り、もって魅力と活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、県民活動の促進について、基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、県民活動の促進を図り、もって県、市町村、事業者、県民活動団体及び県民の協働による県民生活の質的向上及び個性豊かな地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

横浜市市民活動推進条例	箕面市非営利公益市民活動促進条例	仙台市市民公益活動の促進に関する条例	横須賀市市民協働推進条例	山口県県民活動促進条例(案)
第2条 この条例において「市民活動」とは、営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。 (1) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動 (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動 (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動 (4) 公益を害するおそれのあるものの活動	第2条 この条例において「非営利公益市民活動」とは、市民が市の区域内において自発的かつ自律的に行う営利を目的としない社会貢献活動をいう。ただし、次に掲げる活動を除く。 一 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動 二 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動 三 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動 2 この条例において「非営利公益市民活動団体」とは、市の区域内に事務所又は活動の拠点を置き、非営利公益市民活動を行うこと主たる目的とする団体をいう。 3 この条例において「事業者」とは、営利を目的とする事業を行う者をいう。 市民参加条例からの抜粋 第2条 この条例において「市民参加」とは、市の意思形成の段階から市民の意思が反映されること及び市が事業を実施する段階で市と市民が協働することをいう。 2 この条例において「協働」とは、市と市民がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力することをいう。	第2条 この条例において「市民公益活動」とは、市民が自発的に行う公益性のある活動で営利を目的としないもの(事業者が行う同様の活動を含む。)をいう。	第2条 この条例において「市民協働」とは、市民、市民公益活動団体、事業者及び市がその自主的な行動のもとに、お互いに良きパートナーとして連携し、それぞれが自己の知恵及び責任においてまちづくりに取り組むことをいう。 2 この条例において「市民公益活動」とは、市民及び事業者の自発的な参加によって行われる公益性のある活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動 (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動 (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動 (4) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動 3 この条例において「市民公益活動団体」とは、市民公益活動を行う団体をいう。 4 この条例において「公益性」とは、不特定多数の者の利益その他の社会の利益をいう。 5 この条例において「事業者」とは、営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。	第2条 この条例において「県民活動」とは、県民の自主的かつ主体的な営利を目的としない活動のうち、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)別表に掲げる活動並びに地縁に基づき地域社会の維持及び形成を図る活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。 2 この条例において「県民活動団体」とは、組織的かつ継続的に県民活動を行うことを主たる目的とする団体であって、その行う活動が次の各号のいずれにも該当するものをいう。 一 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。 二 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。 三 特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。 四 営利を目的とするものでないこと。

(基本原則・基本理念)

横浜市市民活動推進条例	箕面市非営利公益市民活動促進条例	仙台市市民公益活動の促進に関する条例	横須賀市市民協働推進条例	山口県県民活動促進条例(案)
<p>(協力して事業を行う場合の基本原則)</p> <p>第5条 市民活動を行うもの及び市は、協力して事業を行うに当たっては、次に掲げる基本原則に基づき事業を進めるものとする。</p> <p>(1) 市民活動を行うもの及び市は、対等な立場に立ち、相互に理解を深めること。</p> <p>(2) 市民活動を行うもの及び市は、当該事業について目的を共有するとともに、その情報を公開すること。</p> <p>(3) 市は、市民活動の自主性及び自立性を尊重すること。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 市、市民、事業者及び非営利公益市民活動団体は、非営利公益市民活動が豊かな地域社会の形成に向けて果たす役割を認識し、それぞれの責務と役割のもとに協働し、その発展に努めなければならない。</p> <p>2 非営利公益市民活動の促進に当たっては、非営利公益市民活動団体の自主性と自立性が尊重されなければならない。</p> <p>市民参加条例からの抜粋</p> <p>(市民参加の推進に関する基本理念)</p> <p>第3条 市民参加の推進は、市民のもつ豊かな社会経験と創造的な活動を通して、市と市民が協働して市民福祉の向上と将来のより良いまちづくりの実現を図ることを基本理念として行われるものとする。</p> <p>2 市民参加は、地方自治の本旨に基づき適正に運営されなければならない。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 市民公益活動の促進は、市、市民公益活動を行う者及び事業者がそれぞれの責務を認識し、次に掲げる事項を達成することにより、市民公益活動をより活力のあるものとするを目的として行われなければならない。</p> <p>一 市民公益活動を行う者、事業者及び市が市民公益活動の多様性、自発性その他の特性を認識し、その社会的意義を理解すること</p> <p>二 市民公益活動を行う者、事業者及び市がそれぞれの役割に配慮し、良好な協働関係を構築すること</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 市民、市民公益活動団体、事業者及び市は対等の立場でそれぞれの責務及び役割を理解し、市民協働型社会の発展に努めなければならない。</p> <p>2 市民、市民公益活動団体、事業者及び市は、市民協働を推進するため、情報を共有するとともに、相互に参加及び参画を図らなければならない。</p> <p>3 市は、市民公益活動の自主性及び自立性を尊重しなければならない。</p> <p>4 市の市民公益活動団体に対する支援は、公益性に基づき、公正に行われなければならない。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 県民活動は、県民の自主性及び主体性が尊重されること並びに県民自らの責任において行うことができるようにすることを旨として、促進されなければならない。</p> <p>2 県民活動の促進に当たっては、県民活動が県民活動団体及び県民の個性に応じて行われるように配慮されなければならない。</p> <p>3 県民活動の促進に当たっては、県、市町村、事業者、県民活動団体及び県民の相互理解の下にそれぞれの特性が活かされるように配慮されなければならない。</p>

(委任) この項目は通常条例の末尾にきます。

横浜市市民活動推進条例	箕面市非営利公益市民活動促進条例	仙台市市民公益活動の促進に関する条例	横須賀市市民協働推進条例	山口県県民活動促進条例(案)
<p>(委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第14条 この条例に定めるもののほか、非営利公益市民活動の促進に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>市民参加条例からの抜粋</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>(その他の事項)</p> <p>第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>特に規定なし</p>

(第三者機関の設置) 下線は事務局で付記

横浜市市民活動推進条例	箕面市非営利公益市民活動促進条例	仙台市市民公益活動の促進に関する条例	横須賀市市民協働推進条例	山口県県民活動促進条例(案)
<p>(横浜市市民活動推進委員会の設置)</p> <p>第8条 市長の諮問に応じ、市民活動の推進に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市市民活動推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、市民活動の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。</p> <p>3 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。</p> <p>(組織)</p> <p>第9条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。</p> <p>(1)学識経験のある者</p> <p>(2)市民活動を行うものの代表者</p> <p>(3)前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p>	<p>(促進委員会)</p> <p>第12条 非営利公益市民活動の促進に関し、市長の諮問に応じ、及び前条の意見等について調査審議するため、箕面市非営利公益市民活動促進委員会(以下「促進委員会」という。)を置く。</p> <p>2 促進委員会は、委員15人以内で組織し、識見を有する者及び非営利公益市民活動団体の関係者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 促進委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>一 会長は、会務を総理し、促進委員会を代表する。</p> <p>二 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>5 促進委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。</p> <p>一 促進委員会は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>二 促進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、議事に直接の利害関係を有する委員は、表決に加わることができない。</p> <p>6 促進委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。</p> <p>一 部会に属する委員は、会長が指名する。</p> <p>二 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。</p> <p>三 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を促進委員会に報告する。</p> <p>7 促進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が促進委員会に諮って定める。</p> <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第13条 委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例(昭和29年箕面市条例第10号)の定めるところによる。</p>	<p>第3章 市民公益活動促進委員会</p> <p>第9条 市民公益活動の促進に関し必要な事項を調査審議するため、促進委員会を置く。</p> <p>2 促進委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>一 基本方針に関する事項</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、市民公益活動の促進に関し必要な事項</p> <p>3 促進委員会は、委員12名以内で組織する。</p> <p>4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>一 学識経験者</p> <p>二 市民公益活動を行う者</p> <p>三 前二号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者</p> <p>5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 委員は、再任されることができる。</p> <p>7 第3項から前項までに定めるもののほか、<u>促進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(審議会)</p> <p>第11条 次に掲げる事項を担当するため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として横須賀市市民協働審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>(1)市民協働の推進及び進ちょくに関すること並びに市民協働に関する助成の在り方について、市長等の執行機関の諮問に応じ、審議し、及び答申すること。</p> <p>(2)前号に掲げる事項について、調査審議し、市長等の執行機関に意見を述べること。</p> <p>2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。</p> <p>3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)公募市民</p> <p>(2)市民公益活動団体関係者</p> <p>(3)事業者</p> <p>(4)学識経験者</p> <p>(5)市職員</p> <p>(6)その他市長が適当と認める者</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 前4項に定めるもののほか、<u>審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(山口県県民活動審議会)</p> <p>第15条 県民活動に関する重要事項についての調査及び審議並びに県民活動に関する施策についての建議に関する事務を行わせるため、審議会を置く。</p> <p>2 審議会は、委員二十人以内で組織する。</p> <p>3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。</p> <p>一 学識経験のある者</p> <p>二 県民活動団体を代表する者</p> <p>三 事業者を代表する者</p> <p>四 市町村の長を代表する者</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、<u>審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</u></p>

主として市民活動の推進に関わる部分

(市の責務)

横浜市市民活動推進条例	箕面市非営利公益市民活動促進条例	仙台市市民公益活動の促進に関する条例	横須賀市市民協働推進条例	山口県県民活動促進条例(案)
(市の責務) 第3条 市は、市民活動の推進に資する施策により、市民活動が活発に行われる環境づくりに努めるものとする。	(市の責務) 第3条 市は、基本理念に基づき、非営利公益市民活動に関する理解を深め、自発的で自主的な協力を努めるものとする。	(市の責務) 第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、市民公益活動の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。	(市の役割) 第7条 市は、第3条の基本理念に基づき、市職員に対する市民協働に関する啓発、研修等を実施して、職員一人ひとりによる市民協働の重要性の認識を深めるよう努める。 2 市は、市民協働を推進するため、市民、市民公益活動団体及び事業者の参加及び参画を得て事業を行う等の適切な施策を実施するよう努める。 3 市は、市民協働事業の計画から実施、検証にわたるすべての段階で、その情報を原則として公開しなければならない。 4 市は、市民公益活動が活発に行われる環境の整備等の適切な施策を実施するよう努める。	(県の責務) 第4条 県は、前条に規定する県民活動の促進についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県民活動に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。 (市町村との連携) 第5条 県は、広域的な見地から県民活動に関する施策の総合調整を行うため、施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村との連携に努めるものとする。

(市民活動団体等の責務)

横浜市市民活動推進条例	箕面市非営利公益市民活動促進条例	仙台市市民公益活動の促進に関する条例	横須賀市市民協働推進条例	山口県県民活動促進条例(案)
(市民活動を行うものの責務) 第4条 市民活動を行うものは、その特性を生かしながら活動を行うとともに、活動範囲が広く市民に理解されるよう努めるものとする。	(非営利公益市民活動団体の役割) 第7条 非営利公益市民活動団体は、基本理念に基づき、非営利公益市民活動に努めるとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。	(市民公益活動を行う者の責務) 第5条 市民公益活動を行う者は、その活動の有する社会的責任を自覚し、活動内容を広く知らせるよう努めるものとする。	(市民公益活動団体の役割) 第5条 市民公益活動団体は、第3条の基本理念に基づき、自己の責任のもとに市民公益活動を推進し、その活動が広く市民に理解されるよう努める。	(県民活動団体の責務) 第7条 県民活動団体は、その行う県民活動について、自ら評価し、及び情報を県民に提供することにより、県民活動についての県民の理解が促進されるように努めるものとする。

(市民の役割)

横浜市市民活動推進条例	箕面市非営利公益市民活動促進条例	仙台市市民公益活動の促進に関する条例	横須賀市市民協働推進条例	山口県県民活動促進条例(案)
特に規定なし	(市民の役割) 第5条 市民は、基本理念に基づき、非営利公益市民活動に関する理解を深め、その活動の発展と促進に協力するよう努めるものとする。 市民参加条例からの抜粋 (市民の責務) 第5条 市民は、市民参加によるまちづくりの推進について、自らの責任と役割を自覚し、積極的な参加に努めるものとする。	特に規定なし	(市民の役割) 第4条 市民は、前条の基本理念に基づき、自己が暮らす社会に関心を持ち、身の回りのことについて、自らできることを考え、行動するとともに、まちづくりに進んで参加し、又は参画する意識を持つよう努める。 2 市民は、前条の基本理念に基づき、市民公益活動に関する理解を深め、その活動の発展及び促進に協力するよう努める。 3 前2項の市民の役割は、強制されるものではなく、個々の市民の自発性に基づいて行うものでなければならない。	(県民の理解) 第8条 県民は、県民活動が地域社会において果たす役割についての理解を深めるように努めるものとする。

(事業者の役割)

横浜市市民活動推進条例	箕面市非営利公益市民活動促進条例	仙台市市民公益活動の促進に関する条例	横須賀市市民協働推進条例	山口県県民活動促進条例(案)
特に規定なし	(事業者の役割) 第6条 事業者は、基本理念に基づき、非営利公益市民活動に関する理解を深め、その活動の発展と促進に協力するよう努めるものとする。	(事業者の役割) 第6条 事業者は、市民公益活動の意義を理解するとともに、その促進に協力するよう努めるものとする。	(事業者の役割) 第6条 事業者は、第3条の基本理念に基づき、地域社会の一員として、市民協働に関する理解を深め、自発的にその推進に努める。 2 事業者は、市民公益活動団体がまちづくりに果たす役割の重要性を十分理解し、自発的に支援するよう努める。	(事業者の配慮) 第6条 事業者は、県民活動が地域社会において果たす役割についての理解を深めるように努めるとともに、その実情に応じて、県民活動の促進に配慮するものとする。

(市の実施すべき施策) 下線は事務局で付記

横浜市市民活動推進条例	箕面市非営利公益市民活動促進条例	仙台市市民公益活動の促進に関する条例	横須賀市市民協働推進条例	山口県民活動促進条例(案)	
<p>(市の施策) 第6条 市は、市民活動を推進するため、<u>情報及び活動場所の提供並びに財政的支援等</u>、予算の範囲内で適切な施策を実施するものとする。</p>	<p>(助成等環境の整備) 第8条 市は、非営利公益市民活動の促進のために、<u>必要な助成その他の環境の整備</u>に努めるものとする。</p>	<p>第二章 市民公益活動促進のための基本方針 (基本方針) 第7条 市長は、市民公益活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、<u>市民公益活動促進のための基本方針</u>(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。 2 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 市民公益活動の促進に関する市の基本的な指針 二 市民公益活動の促進に関する市の基本的な施策(以下「基本施策」という。) 三 前二号に掲げるもののほか、市民公益活動の促進に関する重要な事項 3 市長は、基本方針を定めようとするときは、市民公益活動を行う者、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、仙台市市民公益活動促進委員会(以下「促進委員会」という。)の意見を聴かななければならない。 4 市長は、基本方針を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。 (基本施策) 第8条 基本施策には、市民公益活動の促進に関する次に掲げる事項を定めるものとする。 一 <u>活動の場所の整備</u>に関すること 二 市民公益活動を行う者、市民、事業者及び市相互の連携及び交流の推進に関すること 三 <u>情報の収集及び提供</u>に関すること 四 人材の育成に関すること 五 <u>市民公益活動を行う者の活動資金</u>に関すること 六 市民公益活動を行う者のための保険制度に関すること 七 市が行う施策への市民参加の推進に関すること 八 前各号に掲げるもののほか、基本施策として必要な事項</p>	<p>(市の役割) 第7条 ・・・ 2 市は、市民協働を推進するため、<u>市民、市民公益活動団体及び事業者の参加及び参画を得て事業を行う等の適切な施策</u>を実施するよう努める。 ・・・ 4 市は、市民公益活動が活発に行われる<u>環境の整備等の適切な施策</u>を実施するよう努める。 (再掲)</p>	<p>(基本計画) 第9条 知事は、県民活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県民活動の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。 2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 総合的かつ長期的に講ずべき県民活動に関する施策の大綱 二 前号に掲げるもののほか、県民活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 3 知事は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。 4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県民活動審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。 5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。 (税制上の措置) 第12条 県は、県民活動を促進するため、必要な税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。 (県民活動促進期間) 第13条 県は、毎年、期間を定めて、県、市町村、事業者、県民活動団体及び県民が相互に連携して県民活動に対する意欲を高めるための重点的な取組を推進するものとする。</p>	

(助成)

横浜市市民活動推進条例	箕面市非営利公益市民活動促進条例	仙台市市民公益活動の促進に関する条例	横須賀市市民協働推進条例	山口県民活動促進条例(案)
(市の施策) 第6条 市は、市民活動を推進するため、情報及び活動場所の提供並びに財政的支援等、予算の範囲内で適切な施策を実施するものとする。(再掲)	(助成等環境の整備) 第8条 市は、非営利公益市民活動の促進のために、必要な助成その他の環境の整備に努めるものとする。(再掲)	第二章 市民公益活動促進のための基本方針 (基本施策) 第8条 ・・・ 五 市民公益活動を行う者の活動資金に関すること(再掲)	(財政的支援) 第8条 市は、市民公益活動団体に対しその活動を促進するため、予算の範囲内で、助成金の交付等の財政的支援(以下「財政的支援」という。)をしよう努める。 2 市民公益活動団体及び市長は、財政的支援の手続きに係る書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。 3 財政的支援を受けた市民公益活動団体は、これを既得権とすることはできない。 4 前3項に定めるもののほか、財政的支援に関する事項は、規則で定める。	(財政上の措置) 第11条 県は、県民活動に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(活動拠点) 下線は事務局で付記

横浜市市民活動推進条例	箕面市非営利公益市民活動促進条例	仙台市市民公益活動の促進に関する条例	横須賀市市民協働推進条例	山口県民活動促進条例(案)
(市の施策) 第6条 市は、市民活動を推進するため、情報及び活動場所の提供並びに財政的支援等、予算の範囲内で適切な施策を実施するものとする。(再掲)	特に規定なし	第二章 市民公益活動促進のための基本方針 (基本施策) 第8条 ・・・ 一 活動の場所の整備に関すること(再掲) 第四章 市民活動サポートセンター(設置) 第10条 市民公益活動を行う者の活動拠点並びに市民公益活動を行う者、市民、事業者及び市が連携し、及び交流することのできる場所を提供することにより、第3条の目的を達成するため、市民活動サポートセンター(以下「センター」という。)を設置する。 (名称及び位置) 第11条 (事業) 第12条 (使用者の範囲) 第13条 (使用の許可) 第14条 (使用料) 第15条 (使用料の返還) 第16条 (目的外使用の禁止) 第17条 (使用権の譲渡等の禁止) 第18条 (使用許可の取消し等) 第19条 (管理の委託) 第20条 (運営への助言) 第21条	(市の役割) 第7条 ・・・ 4 市は、市民公益活動が活発に行われる環境の整備等の適切な施策を実施するよう努める。 (再掲)	(拠点の整備) 第10条 県は、県民活動を支援するための拠点を整備するとともに、その充実に努めるものとする。

(業務の委託等)

横浜市市民活動推進条例	箕面市非営利公益市民活動促進条例	仙台市市民公益活動の促進に関する条例	横須賀市市民協働推進条例	山口県民活動促進条例(案)
特に規定なし	(公共サービスにおける参入機会の提供) 第9条 市は、公共サービスの実施主体として、その事業の実施に当たっては、非営利公益市民活動団体の参入機会の提供に努めるものとする。	特に規定なし	(行政サービスにおける参入機会の提供) 第9条 市は、市民公益活動団体に対しその活動を促進するため、専門性、地域性等の特性を活かせる分野において業務を委託する等の行政サービスへの参入機会の提供をしよう努める。	特に規定なし

(市民活動団体等の登録等) 業務の委託の条項を設けることにより付带的に置かれた条文

横浜市市民活動推進条例	箕面市非営利公益市民活動促進条例	仙台市市民公益活動の促進に関する条例	横須賀市市民協働推進条例	山口県民活動促進条例(案)	
<p>特に規定なし</p>	<p>(非営利公益市民活動団体の登録等) 第10条 非営利公益市民活動団体は、前条の参入機会を得ようとする場合は、次に掲げる書類を添付した申請書を市長に提出して、非営利公益市民活動団体の登録を受けなければならない。 一 規約又は会則(以下「規約等」という。) 二 役員名簿 三 会員名簿 2 前項の非営利公益市民活動団体の規約等には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 目的 二 名称 三 非営利公益市民活動の内容(その活動に係る事業の内容を含む。) 四 事務所又は活動の拠点の所在地 五 役員及び会員に関する事項 六 会計に関する事項 七 前各号に掲げるもののほか、非営利公益市民活動団体の運営に関する事項 3 第1項の非営利公益市民活動団体の役員の定数は、代表者を含め三人以上を置かなければならない。 4 市長は、第1項の申請が非営利公益市民活動団体の要件に適合すると認めるときは、その申請の内容については公開するものとする。 5 前項の規定により登録された非営利公益市民活動団体は、その登録の申請の内容に変更があったとき、又は解散したときは、速やかに、市長にその旨を届け出なければならない。 6 市長は、第四項の規定により登録された非営利公益市民活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。 一 主として営利を目的とする活動を行うこととなったとき。 二 第2条第1項各号に規定する活動を行ったとき。 三 第1項の申請又は第5項の届出に関し虚偽の事実があったとき。 四 第3項の役員の定数を充足することができなくなったとき。</p>	<p>特に規定なし</p>	<p>(登録制) 第10条 前条の参入機会の提供を受けようとする市民公益活動団体は、次に掲げる書類を添付した申請書を市長に提出して、あらかじめ登録を受けなければならない。この場合において、当該市民公益活動団体には、代表者を含め役員を3人以上置くものとする。 (1) 規約又は会則(以下「規約等」という。) (2) 役員名簿 (3) 会員名簿 2 前項第1号の規約等には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 設置目的 (2) 団体の名称 (3) 市民公益活動の内容(その活動に係る事業の内容を含む。) (4) 事務所又は活動の拠点の所在地 (5) 役員及び会員に関する事項 (6) 会計に関する事項 (7) その他団体の運営に関する事項 3 市長は、第1項の申請が市民公益活動団体の要件に適合すると認めるときは、当該団体を登録し、その申請の内容について公開するものとする。 4 前項の規定により登録された市民公益活動団体は、申請書又は添付書類の内容に変更があったとき又は解散したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。 5 市長は、第3項の規定により登録された市民公益活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。 (1) 第2条第2項ただし書に規定する活動を行ったとき。 (2) 第1項の申請又は前項の届出に関し虚偽の事実があったとき。 (3) 第1項後段に規定する役員の定数を充足することができなくなったとき。</p>	<p>特に規定なし</p>	

既存施策の整理に関わる部分

(広聴)

横浜市市民活動推進条例	箕面市非営利公益市民活動促進条例	仙台市市民公益活動の促進に関する条例	横須賀市市民協働推進条例	山口県県民活動促進条例(案)	
特に規定なし	(意見等の提出) 第11条 市長は、非営利公益市民活動の促進について非営利公益市民活動団体その他関係者から意見等の提出があった場合は、必要に応じてその意見等について調査審議するものとする。	特に規定なし	特に規定なし	特に規定なし	

情報公開に関わる部分

(情報公開)

横浜市市民活動推進条例	箕面市非営利公益市民活動促進条例	仙台市市民公益活動の促進に関する条例	横須賀市市民協働推進条例	山口県県民活動促進条例(案)	
特に規定なし	市民参加条例 (市長の責務) 第4条 市長は、市民自らがまちづくりについて考え、行動することができるよう市民参加の機会の提供に努めるとともに、市民参加を円滑に推進するための行政情報の公開に努めなければならない。 (会議公開の原則) 第6条 市の執行機関に置く附属機関の会議は、規則で定める場合を除き、公開するよう努めなければならない。	特に規定なし	(市の役割) 第7条 ・・・ 3 市は、市民協働事業の計画から実施、検証にわたるすべての段階で、その情報を原則として公開しなければならない。(再掲)	(年次報告) 第14条 知事は、毎年、県議会に、 <u>県民活動の促進の状況及び県民活動に関する施策について報告するとともに、これを公表</u> しなければならない。	

(市民活動団体等の情報公開)

横浜市市民活動推進条例	箕面市非営利公益市民活動促進条例	仙台市市民公益活動の促進に関する条例	横須賀市市民協働推進条例	山口県県民活動促進条例(案)	
(事業報告書等の提出及び閲覧) 第7条 市民活動を行うものは、市から助成金の交付、施設の優先的使用等特別な支援を受けて事業を行うときは、あらかじめ規則で定める書類を市長に提出しなければならない。 2 市民活動を行うものは、前項の事業が終了したときは、規則で定める書類を速やかに市長に提出しなければならない。 3 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定により提出された書類について、当該市民活動を行うものに報告又は説明を求め、その結果に基づいて必要な措置を講ずることができる。 4 市民活動を行うもの及び市長は、規則の定めるところにより、第1項及び第2項に規定する書類又はその写しを、一般の閲覧に供しなければならない。	特に規定なし	特に規定なし	特に規定なし	特に規定なし	

審議会の公募に関わる部分

(審議会の公募等)

横浜市市民活動推進条例	箕面市非営利公益市民活動促進条例	仙台市市民公益活動の促進に関する条例	横須賀市市民協働推進条例	山口県民活動促進条例(案)	
特に規定なし	<p>市民参加条例 (委員の市民公募)</p> <p>第7条 市の執行機関は、市民の資格において附属機関の委員を任命しようとする場合は、その全部又は一部の委員を公募により選考するよう努めなければならない。</p> <p>2 前項の公募の方法については、別に定める。</p>	特に規定なし	特に規定なし	特に規定なし	